

秦野市 長期優良住宅認定申請手数料

①-1 【新規】確認書等を添付した場合

住戸の総数	新築 1件につき	増改築 1件につき	既存 1件につき
1戸	8,000 円	12,000 円	12,000 円
2戸以上 5戸以下	15,000 円	23,000 円	23,000 円
6戸以上 10戸以下	26,000 円	40,000 円	40,000 円
11戸以上 25戸以下	41,000 円	61,000 円	61,000 円
26戸以上 50戸以下	71,000 円	110,000 円	110,000 円
51戸以上 100戸以下	120,000 円	170,000 円	170,000 円
101戸以上 200戸以下	190,000 円	290,000 円	290,000 円
201戸以上 300戸以下	240,000 円	360,000 円	360,000 円
301戸以上	260,000 円	400,000 円	400,000 円

①-2 【新規】確認書等を添付しない場合

住戸の総数	新築 1件につき	増改築 1件につき	既存 1件につき
1戸	50,900 円	76,790 円	76,790 円
2戸以上 5戸以下	122,800 円	179,200 円	179,200 円
6戸以上 10戸以下	189,900 円	290,800 円	290,800 円
11戸以上 25戸以下	380,900 円	571,400 円	571,400 円
26戸以上 50戸以下	667,200 円	1,015,300 円	1,015,300 円
51戸以上 100戸以下	1,111,100 円	1,765,000 円	1,765,000 円
101戸以上 200戸以下	2,104,000 円	3,205,000 円	3,205,000 円
201戸以上 300戸以下	2,990,000 円	4,540,000 円	4,540,000 円
301戸以上	3,769,000 円	5,548,000 円	5,548,000 円

② 【譲受】

住戸の総数	1件につき
1戸	2,100 円

③ 【地位の承継】

住戸の総数	1件につき
1戸	1,700 円

①【新規】：法第5条1～7項に基づく申請

②【譲受】：法第9条第1項に基づく譲受人決定の変更申請

③【地位の承継】：法第10条に基づく地位の承継の承認申請

※第8条第1項に基づく変更申請の場合、新規の1/2の額となります

※合わせて建築確認申請や構造計算適合性判定申請をする場合は、各申請分の手数料額を加算

※軽微な変更等、認定書の発行を伴わない手続については、手数料はかかりません